

報告第5号

専決処分(桐生市都市計画税条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

桐生市長 荒木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市条例第22号

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

桐生市都市計画税条例(平成10年桐生市条例第3号)の一部を次のように改正する。
附則第2条(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第13条を附則第14条とする。

附則第12条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同条を附則第13条とする。

附則第11条中「附則第3条及び第5条」を「附則第4条及び第6条」に、「附則第3条及び第6条」を「附則第4条及び第7条」に、「附則第4条、第6条及び第7条」を「附則第5条、第7条及び第8条」に、「附則第6条から第8条まで」を「附則第7条から第9条まで」に、「附則第8条」を「附則第9条」に、「附則第9条」を「附則第10条」に改め、同条を附則第12条とする。

附則第10条中「附則第8条」を「附則第9条」に改め、同条を附則第11条とし、附則第9条を附則第10条とし、附則第8条を附則第9条とする。

附則第7条中「附則第3条」を「附則第4条」に改め、同条を附則第8条とする。

附則第6条中「附則第3条」を「附則第4条」に改め、同条を附則第7条とする。

附則第5条中「附則第3条」を「附則第4条」に改め、同条を附則第6条とし、附則第4条を附則第5条とし、附則第3条を附則第4条とし、附則第2条の次に次の1条を加える。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5

項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桐生市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報 告 説 明

報告第5号 専決処分(桐生市都市計画税条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方税法の一部改正に伴い、桐生市都市計画税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和8年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る都市計画税の減額の適用を受けるための申告手続の規定を新設するほか、地方税法が改正されたことにより生じた適用条項のずれを修正するものです。